

京都市告示第 90 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和3年4月20日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
平等寺（因幡堂）	京都市下京区烏丸通松原上る東側因幡堂町728番1
八木仏具店	京都市下京区上珠数屋町通東洞院西入上珠数屋町 324番
今宮神社	京都市北区紫野今宮町21番， 京都市北区紫野西野町33番地先
若山邸	京都市上京区武者小路通室町西入武者小路町435番， 433番（一部）
あじき路地	京都市東山区大黒町通松原下る二丁目山城町284番， 284番6
岩屋寺	京都市山科区西野山桜ノ馬場町96番，105番
東山酒造	京都市伏見区塩屋町223番，223番3， 京都市伏見区南浜町251番
長谷川 歴史・文化・交流の 家	京都市南区東九条東札辻町5番，5番1

(都市計画局都市景観部景観政策課)